

# 青森県ユニバーサル農業推進方策

(方策期間：令和6年度～令和10年度)

令和6年3月  
青森県

青森県がめざす姿は、「若者が、未来を自由に描き、実現できる社会」です。

この「めざす姿」が実現した 2040 年の青森県には、多様なしごとがあり、誰もが将来への見通しを持って、希望する道を選ぶことができます。

そして、一人ひとりの希望する生き方は、地域や世代を越えて尊重されています。

こうした社会を実現するためには、障がい者や高齢者をはじめ、あらゆる地域住民が人とのつながりや生きがいを持ち、安心して暮らせる環境づくりが必要です。

本県では、農業と福祉が連携し、障がい者の農業分野での活躍を通じて、農業経営の発展とともに、障がい者の自信や生きがいを創出し、社会参画を実現する「農福連携」に取り組んできました。

今後、更なる人口減少に伴い、農業のみならず、あらゆる産業で人手不足が深刻化し、働き手の奪い合いになることが懸念されています。

本県は、農林水産県であります。食料を全国へ、更には世界へ供給する拠点として青森県を成り立たせていくためには、障がい者や高齢者をはじめ、様々な方のお力が必要です。

こうした中、障がい者をはじめ、生きづらさを感じている者、高齢者を含む、多様な人々が従事することができる農業を「ユニバーサル農業」と定義し、今後の進むべき道筋を「青森県ユニバーサル農業推進方策」として取りまとめました。

本方策の策定にあたり、青森県農福連携推進会議委員や、アドバイザー、農福連携を実践されている皆様をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただいた関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

本県の農福連携を新たなステージへ大きく前進させるため、一緒に取り組んでいきましょう。

令和 6 年 3 月

青森県知事 宮下 宗一郎

## 目 次

1	方策の策定趣旨	1
2	目指す姿	1
3	これまでの取組の成果と課題	1
4	推進事項と主な取組内容	3
5	推進体制と役割分担	6
	参考資料	8

## 1 方策の策定趣旨

農福連携の取組を次のステージへ引き上げ、障がい者をはじめ、生きづらさを感じている者、高齢者を含む多様な人々が従事できる農業を実現するため、これまでの取組成果や関係者の意見を踏まえ、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」や「青森新時代『農林水産力』強化パッケージ」及び「青森県障害福祉サービス実施計画」と整合を取りつつ、本県におけるユニバーサル農業の目指すべき姿の実現に向け、効果的な施策や推進体制の整備などに取り組む必要があります。

農林水産業においては、生産現場での労働力不足など、取り巻く環境は厳しさを増しており、持続的・安定的な労働力の確保を図るため、若者を始め、女性やシニア、障がい者、外国人などの多様な人財が、それぞれの希望や状況に応じて、能力を発揮し活躍できる環境づくりを推進します。また、高齢者や障がい者が安心して暮らす共生社会を実現するため、農福連携を始めとした障がい者の雇用・就業の促進により、障がい者等の活躍促進に取り組めます。

このため、農福連携の実践者はもちろん、県や市町村の行政のほか、農業、福祉、商工、教育、消費者等の関係者が共通の認識を持って推進していく必要があることから、令和6年度～令和10年度の今後5年間の取組方向を定める「青森県ユニバーサル農業推進方策」を策定するものです。

### ユニバーサル農業の定義

障がい者をはじめ、生きづらさを感じている者、高齢者を含む多様な人々が従事できる農業

## 2 目指す姿

- (1) 多くの農林水産事業者が取り組む環境を整え、障がい者等が担い手の一員として活躍している姿
- (2) 障がい者等が、農林水産業の一端を担い安定的な収入を得て、自立に向かい、生きがいを持って暮らす姿
- (3) 一般県民にユニバーサル農業が浸透し、ノウハウ関連商品が選ばれている姿

## 3 これまでの取組の成果と課題

平成23年度に三八地域県民局の事業としてスタートした後、対象を全県に拡大してきましたが、農業側、福祉側とも農福連携に対する認識が不十分で、取組手法などの知識も不足していました。

このため、農業者や福祉事業者の理解促進に向けた普及啓発、ワンストップ窓口によるマッチングに向けた仕組みづくり、農業ジョブトレーナー養成研修による農福双方の知識を有した人財の育成、農福連携マルシェの開催等による消費者及び農業経営者等との交流に取り組んできました。

また、令和4年7月に農福連携の実践者、生産者、福祉、商工労働、教育、消費者、金融等の関係者で構成する青森県農福連携推進会議を設置し、農福連携の現状や課題の共有と取組拡大に向けた方向性を検討し、この中で、周知不足等により農業者の理解が進んでいない、ワンストップ窓口を設置したが、事務局体制が弱い弱で活動に地域差があり十分に機能していない、消費者等県民に十分に浸透していない等の状況と今後の課題について整理しました。

### (1) 普及啓発

農業者や福祉事業者の理解促進に向け、地域段階での連絡会議や現地検討会、優良事例を学ぶセミナーの開催、障がい者に農作業を体験してもらおうモデル実証に取り組み、実践に向けたノウハウを蓄積し、その後JA部会による「チャレンジ農福」を実施し取組機会を拡大しました。この結果、農福連携に取り組む農業経営体は88経営体に増加し、取組は徐々に拡大してきました。

しかし、周知不足等により農業者のほか市町村等の関係団体において理解が進んでいないことや、農業側と福祉側の接点が少なく、お互いの状況をよく知らないこと、福祉側にどんな作業を依頼してよいか分からないこと、取組方法が分からないといった現状です。

このため、農業者への周知、農業者と農業団体及び福祉事業所との交流、農作業の切り出し、取り組むきっかけづくり、ガイドブックの作成等が課題となっています。

### (2) マッチングに向けた仕組みづくりと人財育成

マッチングを進めるため、県内6か所にJAと共同受注窓口からなるワンストップ窓口を設置したほか、就労継続支援B型事業所のデータベースの作成により119事業所が農福連携を希望していることが分かりました。さらに、農福双方の知識を有した人財の育成として農業ジョブトレーナー養成研修を開催し、175名の農業ジョブトレーナーを育成しました。

しかし、ワンストップ窓口の事務局体制が弱い弱（人財、経費面）で、活動の地域差が大きく、運営費がないことから十分に機能していないことや、マッチングのノウハウを有する人財が不足していること、収穫時期などに作業依頼が集中し対応しきれない現状です。

このため、マッチング活動への運営費支援や、コーディネーターの育成、農作業受委託可能な福祉事業所の拡大等が課題となっています。

### (3) 消費者及び農業経営者等との交流

消費者等県民への周知を図るため、農福連携マルシェの開催や障がい者雇用企業の見学会、特別支援学校と農業者との座談会を実施しました。

しかし、農福連携の取組が消費者等県民に十分に浸透していないこと、特別支援学校では農業体験の機会が少ないこと、営農大学校や農業高校では在学中に農福連携を学ぶ機会が少ないこと、農業者においては冬場の作業が少なく、障がい者の通年雇用の支障になっていることのほか、農林水産業全体への広がりが少ない、障がい者をはじ

め、ひきこもりの状態にある者、犯罪や非行をした者、高齢者等への農福連携の支援が少ないといった現状です。

このため、農福連携マルシェの開催、特別支援学校での農業体験、農業高校等での教育、ノウフク商品の開発や農業者の6次産業化による通年雇用のほか、林福、水福への広がり、ひきこもり者や高齢者等対象領域の拡大が課題となっています。

## 4 推進事項と主な取組内容

### (1) ユニバーサル農業の理解促進

ユニバーサル農業に取り組む機会創出や、ホームページや広報誌等を活用した情報発信のほか、農業者と福祉事業所との情報交換により農業者等の理解を深める取組を進めます。

#### ア 県ホームページや関係機関の広報誌等を活用した情報発信

農業者等への周知を図るため、ユニバーサル農業の必要性の啓発、農作業の切り出し例や、農業者及び福祉事業所の取組事例、方法について県ホームページに掲載するほか、J Aの広報誌等で広く情報発信します。

#### イ 取組内容や方法を紹介する講座、研修会等の開催

取組内容や方法について周知するため、地域段階で県や市町村、J A、福祉事業所等が連携し、講座や現地研修会等を開催します。

#### ウ 県内の障害者就労施設や農業者が取り組んでいる優良事例の紹介

取組の普及を図るため、地域段階で県や市町村、J A、福祉事業所等が連携して開催する交流会や研修会等の機会を捉えて優良事例を紹介します。

#### エ J Aによる取組の普及

J Aとの意見交換や、県内外のJ Aの取組事例を収集し、本県の実情に応じた取組方法を検討し、J Aでの取組を普及します。

#### オ 農業者と農業団体及び福祉事業所との交流会の開催

農業者と福祉事業所との情報交換による相互理解の促進、農業団体と福祉事業所の連携強化を図るため、地域段階で県や市町村、J A、福祉事業所等が連携し交流会を開催します。

そして、農業等と福祉のお互いのニーズを共有するため、地域における年間の農作業需要と福祉事業所で受託可能な作業を整理し、地域段階の連絡会議等で地域内需給の情報を共有します。

カ 農業者が委託できる農作業の切り出し

障がい者ができる作業内容や難易度を明確にするため、先行事例やチャレンジ農福等の取組から、農作業の切り出しを行います。

キ ユニバーサル農業の検証

農業者が障がいの有無や年齢を問わず、多様な人々が従事できる作業体系に対応できるよう、農福連携の実践経験のある農業者を対象に、作業工程の細分化や治具等を改良、検討する「ユニバーサル農業」を検証します。

ク 障がい者や福祉事業所への農業、林業、水産業の作業委託を支援する「チャレンジ農福」の拡大

新たにユニバーサル農業に取り組むきっかけづくりとして、JA部会、農業法人協会、農業経営士、新規就農者等の個別経営体や林業、水産業も対象に「チャレンジ農福」を実施します。

ケ ユニバーサル農業に取り組むためのガイドブックの作成

農業者や福祉事業所にユニバーサル農業の取組方法を周知するため、取組のパターンや注意点のほか、作物ごとの作業事例を記載したガイドブックを作成します。

(2) ユニバーサル農業を進める体制づくり

ワンストップ窓口の機能強化、双方をコーディネートできる人財を育成するほか、農作業受委託可能な福祉事業所を拡大し農繁期の需要に対応できるよう、福祉事業所を対象とした農業体験会の実施によりマッチング体制を整えていきます。

ア ワンストップ窓口機能の整備・強化

ワンストップ窓口によるマッチング機能を強化するため、共同受注窓口の運営に要する経費を支援するとともに、研修によりマッチングを推進する人財を育成します。

JA部会等における「チャレンジ農福」の実施により、農業者への周知を図るとともに、取組事例を蓄積し、各JAと共同受注窓口の連携により取組を拡大します。

イ マッチング体制の強化について検討

各地域のマッチングを推進するため、地域別の特徴を踏まえたマッチング体制の課題解決に取り組むほか、強化に向けた広域的な情報交換を実施します。

ウ 農業側と福祉側をマッチングできる人財の育成

農業者と障がい者の双方の知識を有し現場で助言できる人財を確保するため、国の農福連携技術支援者育成研修への参加及び県の農業ジョブトレーナー育成研修を実施します。マッチングを推進する人財を育成するため、県内外のコーディネーターを講師に実務能力の向上を図るコーディネーター育成研修を実施します。

エ 農作業受委託可能な福祉事業所の拡大

農作業受委託可能な福祉事業所を拡大し農繁期の需要に対応できるよう、福祉事業所を対象とした農業体験会を実施します。

農作業受委託可能な福祉事業所のデータベースを更新し、効率的なマッチングに活用します。

オ 障がい者が働きやすい環境整備に向けた補助事業、融資制度等の活用支援

障がい者が働きやすいよう休憩所やトイレ等の環境整備に向けた補助事業や融資制度等の活用について関係機関が連携して支援します。

カ 工賃・賃金向上への支援

単価設定方法の情報共有や周知により適正な工賃等での雇用や就業を進め工賃・賃金の向上を図ります。

(3) ユニバーサル農業の輪の拡大

ユニバーサル農業を全県に広く展開させ、各地域で定着させていくためには、農業と福祉のみならず、多様な分野の機関や消費者等を取り込むとともに、社会情勢や地域の実情に合わせて対象領域を拡大していくことが重要です。本県のユニバーサル農業が、点的な取組から面的に広がっていくよう、ノウフクマルシェの実施や、特別支援学校における農業実習などあらゆる分野とコミュニケーションを図っていきます。

ア ユニバーサル農業の取組の紹介につながる「ノウフクマルシェ」の開催

消費者への情報発信によりユニバーサル農業の取組を県民挙げて応援する機運を醸成するため、「ノウフクマルシェ」を開催します。

イ 認証制度「ノウフクJAS」の活用の促進

ノウフク商品の認知度向上を図るため、認証制度「ノウフクJAS」について研修会等で周知します。

ウ 特別支援学校における農業実習の充実、農業に関する技能検定の実施

特別支援学校の新卒者の就労に結び付けるため、農業実習を実施するほか、農業経営士等と特別支援学校教員の交流会を実施します。また、農業に関する技能検定を実施します。

エ 営農大学校や農業高校においてユニバーサル農業を学ぶ取組の推進

学生のユニバーサル農業に対する理解を深めるため、カリキュラム強化のほか、農業高校と特別支援学校の生徒と農業交流を実施します。



- オ 障がい者雇用への理解促進と雇用拡大に向けた企業向けPR活動  
県内企業における障がい者の雇用促進を図るため、障がい者を雇用している企業の見学会等、PR活動を行います。
- カ 障害者職業訓練校における農業に関する知識・技能訓練  
就労に必要な農業に関する知識や技術を習得するため、農業者等の下で技能訓練を実施します。
- キ ノウフク商品開発や6次産業化の推進  
障がい者の工賃向上、福祉事業所の経営安定化や、農業で通年雇用しやすい条件を整えるため、福祉事業所が企業と連携する農福商工連携による商品開発や、農業者の6次産業化による売れる商品づくりを関係機関と連携し支援します。
- ク 林業や水産業分野での取組拡大に向けたモデル事例の創出  
林業、水産業も対象に「チャレンジ農福」を実施します。
- ケ ひきこもり者や高齢者等対象領域の拡大  
障がい者をはじめ、ひきこもりの状態にある者、犯罪や非行をした者等の働きづらさや生きづらさを感じている者、高齢者が安心して暮らす共生社会を目指します。研修会等の機会を捉えて県内外の取組事例を収集、紹介するほか、支援方法を検討します。

## 5 推進体制と役割分担

### (1) 県段階の推進体制

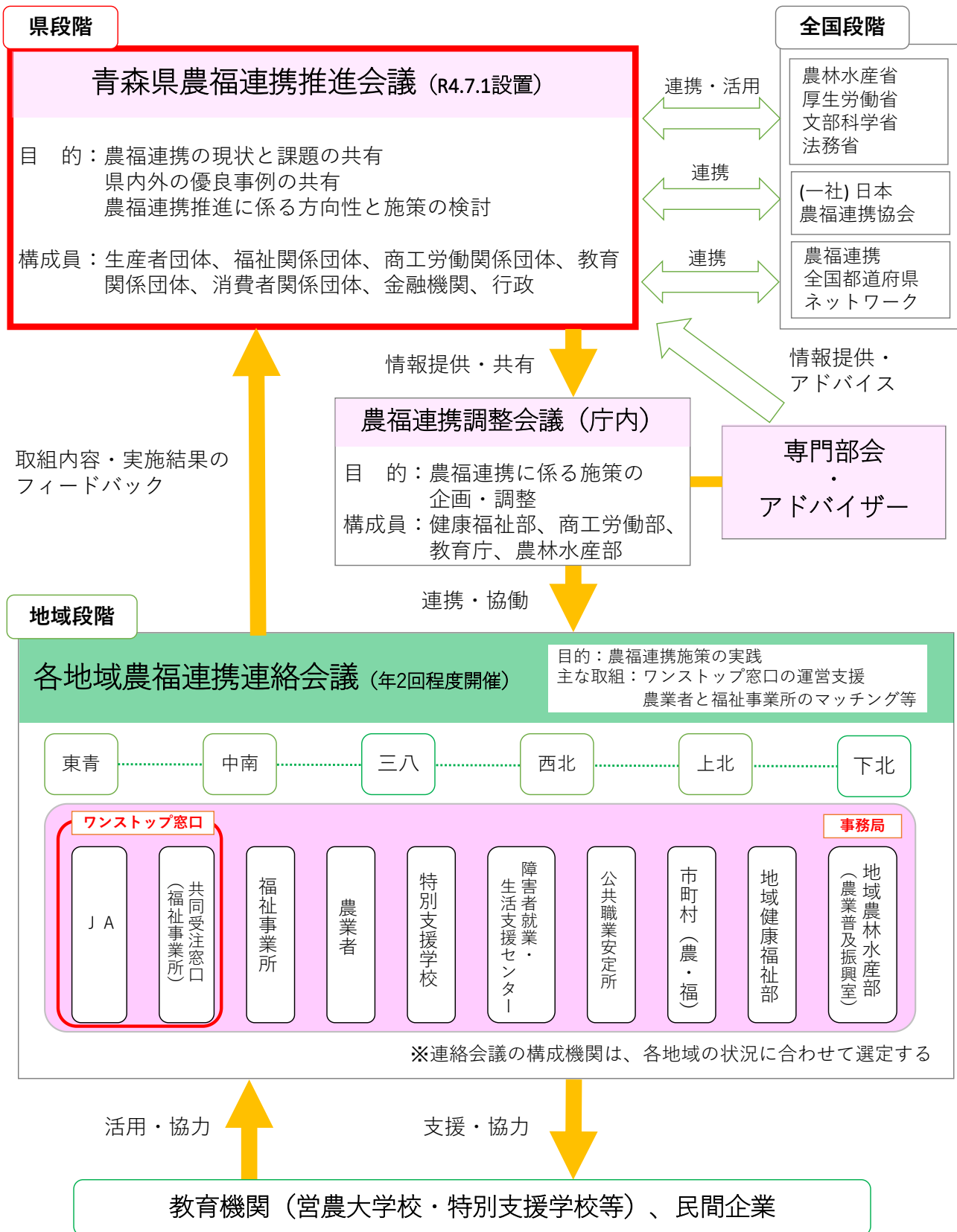
農福連携の実践者、生産者団体、福祉関係団体、商工労働関係団体、教育関係団体、消費者関係団体、金融機関、市町村、県関係課で構成する「青森県農福連携推進会議」において、ユニバーサル農業の現状と課題の共有、県内外の優良事例の共有、ユニバーサル農業推進に係る方向性と施策等について検討・協議します。

### (2) 地域段階の推進体制

J A、福祉事業所、農業者、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、市町村、地域健康福祉部、地域農林水産部で構成する各地域農福連携連絡会議において、ワンストップ窓口の運営支援、農業者と福祉事業所のマッチング支援等のユニバーサル農業施策を実践します。

(3) 推進体制の図

# 青森県におけるユニバーサル農業の推進体制



## 【参考資料】

### 1 これまでの取組の成果と課題

#### (1) 普及啓発

##### ア 優良事例の取りまとめ

平成28～29年度に実施した障がい者就労モデル実証の内容等を事例集として取りまとめ、研修会等で活用。事例集では、農作業別の難易度や、作業環境の整備、移動範囲、補助員の配置等について情報を蓄積。

##### イ 障がい者の就労環境の向上

農業者の障がい者に対する接遇能力等の向上や福祉事業所職員の農作業知識等の向上を目的にレベルアップ研修会や現地検討会を開催。

表1 普及啓発に係る現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"><li>・農福連携の取組は徐々に拡大しているが、周知不足等により農業者の理解が進んでいない。</li><li>・農業側と福祉側の接点が少なく、お互いの状況をよく知らない。</li><li>・農業者は福祉事業所にどんな作業を依頼してよいか分からない。</li><li>・きっかけがなく、取り組んでいない。</li><li>・農福連携の取組方法が分からない。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・農業者への周知</li><li>・J Aによる取組事例</li><li>・農業者と農業団体及び福祉事業所との交流</li><li>・農作業の切り出し</li><li>・取り組むきっかけづくり</li><li>・ガイドブックの作成</li></ul>

#### (2) マッチングに向けた仕組みづくり

##### ア 障がい者就労モデルの実証等

平成23年度から、農作業委託等を3日程度の短期間で行う障がい者就労のモデル実証を実施し、令和4年度からは、J A部会組織等を対象にチャレンジ農福を実施して、これまでに農業者延べ116人、障がい者延べ1,375人が農福連携に取り組んだ。

なお、平成29年度までに実証に取り組んだ農業者77人のうち、約半数の43人がその後も作業委託を継続していることから、これまでのモデル実証等は取組のきっかけづくりとなり、今後も農業者の理解促進、取組の拡大を図るためには、継続した支援が重要であると考えられた。

##### イ 福祉事業所農作業ユニットによる障がい者農作業能力向上支援

令和2～3年度に、6県民局管内の農業者及び福祉事業所でモデル実証として、トマト片付け、にんにくの種こぼし、収穫、ごぼうの出荷調製等の作業を実施。

##### ウ 求人・求職の情報共有体制の構築

就労支援相談窓口等（J A、福祉事業所）の活用状況の収集とデータベース化を目的に農業者及び福祉事業所の意向調査を実施。

エ 福祉事業所の体制のデータベース化

令和4年度に就労継続支援B型事業所243事業所を対象に、農福連携取組希望のデータベースを作成。119事業所が取組希望を示した。

オ ワンストップ窓口の設置

令和3年度に、農業側の県内10JAと福祉側の県内6圏域にある共同受注窓口が連携したワンストップ窓口を県内6か所に設置し、農業者等や福祉事業所から問い合わせがあったときに、相互の情報を共有し、ワンストップでマッチングできる体制を構築。

(3) 人財育成

ア コーディネーターの育成

平成30年度から、農福双方の知識を有し、農業側・福祉側のニーズをつなぐ役割を果たす「農業ジョブトレーナー」を育成し、令和5年度までに農業関係者が81名、福祉関係者が94名、合計175人を育成。(表2)

表2 農業ジョブトレーナーの育成状況 (人)

	農業関係	福祉関係	計
H30	8	—	8
R1	13	41	54
R2	21	16	37
R3	5	4	9
R4	7	4	11
R5	27	29	56
計	81	94	175

表3 マッチングに向けた仕組みづくりと人財育成に係る現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ワンストップ窓口を設置したが、活動に地域差があることや、運営費がないことから十分に機能していない。</li> <li>・現場で助言を行うジョブトレーナーは育成されてきたが、具体的なマッチング方法が分からないため、コーディネートできる人財が不足している。</li> <li>・収穫時期などに作業依頼が集中し対応しきれないことがある。農作業受託可能な福祉事業所が不足している。</li> <li>・活用できる補助事業等について十分情報提供されていない。</li> <li>・作業単価をどのように決めればいいのか分からないため、単価の情報がほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・マッチング活動への運営費支援</li> <li>・マッチング体制の在り方について</li> <li>・人財の育成について</li> <li>・農作業受託可能な福祉事業所の拡大</li> <li>・補助事業や融資制度の情報提供</li> <li>・工賃・賃金の向上について</li> </ul>

(4) 消費者及び農業経営者等との交流

ア 農福連携マルシェの開催

農業分野での障がい者の就労を支援し、障がい者の職域拡大や収入拡大を図ることを目的に、平成28年度から、農業に取り組む事業所等が生産した農産物や加工品を集め、県民に紹介し販売する「農福連携マルシェ」を開始。

イ 特別支援学校と農業関係者との座談会

特別支援学校高等部生徒の雇用・就業促進を図ることを目的として、令和4年度から、地区ごとに特別支援学校と農業関係者との座談会を実施。各地区の取組状況や課題の情報共有を図った。

ウ 青森県特別支援学校技能検定・発表会における農業分野検定の実施

生徒の就労意欲や学習意欲の向上を目的とした技能検定・発表会において、令和5年度から職業技能部門に農業分野を新設。ミニトマトとジャガイモの選果、出荷調製作業を検定。

エ 営農大学校における農福連携に関する講義

将来の農業経営者等の理解醸成を図るため、学生に対し、講義やグループ討議により令和元年度から実施。

オ 障害者雇用事業所見学会・意見交換会

県内企業における障がい者の雇用促進を目的として、平成24年度から、県内事業所の経営者等を対象に、障がい者の雇用実績を有する企業の見学会を開催。

表4 消費者及び農業経営者等との交流に係る現状と課題

現状	課題
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携の取組が消費者等県民に十分に浸透していない。</li> <li>・ノウフクJASの認証・取得に要する経費が負担である。</li> <li>・特別支援学校では農業体験の機会が少ない。</li> <li>・営農大学校や農業高校では在学中に農福連携を学ぶ機会が少ない。</li> <li>・福祉事業所は農業者の仕事を、農業者は障がい者の特性を知る機会が少ない。</li> <li>・農福連携に取り組んだ農産物の加工品開発が少なく通年での就労機会の創出に至っていない。</li> <li>・農業者においては冬場の作業が少なく、障がい者の通年雇用の支障になっている。</li> <li>・農林水産業全体への広がりが無い。</li> <li>・障がい者をはじめ、ひきこもりの状態にある者、犯罪や非行をした者、高齢者等への農福連携の支援が少ない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・農福連携マルシェの開催</li> <li>・ノウフクJASの促進</li> <li>・特別支援学校での農業体験</li> <li>・農業高校等での教育</li> <li>・農場等の見学会</li> <li>・ノウフク商品の開発や農業者の6次産業化による通年雇用</li> <li>・農の広がり 林福、水福への拡大</li> <li>・福の広がり</li> </ul>

## 2 農福連携に取り組む農業経営体数

これまでの取組により、農業者が福祉事業所に農作業を委託する取組や、農業者が障がい者を直接雇用する取組を行う経営体は、令和4年度までに88経営体に増加。(表5)

表5 農福連携に取り組む農業経営体数 (経営体)

県民局	H30	R1	R2	R3	R4
東青	3	3	5	5	10
中南	4	5	26	21	24
三八	2	2	10	11	20
西北	3	3	4	5	6
上北	6	9	10	10	14
下北	7	8	11	13	14
計	25	30	66	65	88

(農福連携に取り組む農業経営体の実態調査)